

第 72 号議案

指定管理者の指定の件（デザイン・クリエイティブセンター神戸）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和7年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

デザイン・クリエイティブセンター神戸

2 指定管理者

神戸市中央区小野浜町1番4号デザイン・クリエイティブセンター神戸307号

デザイン・クリエイティブセンター神戸運営共同事業体

代表者 株式会社 i o p 都市文化創造研究所

代表取締役 永田 宏和

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

理 由

デザイン・クリエイティブセンター神戸の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

デザイン・クリエイティブセンター神戸の指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

デザイン・クリエイティブセンター神戸

2. 指定管理者

団体名：デザイン・クリエイティブセンター神戸運営共同事業体

所在地：神戸市中央区小野浜町1番4号デザイン・クリエイティブセンター神戸 307

代表者：株式会社 iop 都市文化創造研究所

代表取締役 永田 宏和

(構成団体：株式会社 iop 都市文化創造研究所、株式会社ウェルビーイング阪急阪神)

3. 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

4. 債務負担行為

期間：令和7～12年度 限度額：565,000千円

5. 指定管理料（令和8年度予定額）

113,000千円

（令和7年度指定管理料 113,000千円）

6. 選定までのスケジュール

応募要領配布、応募登録受付 令和7年7月2日（水）～令和7年7月22日（火）

応募書類の受付 令和7年9月1日（月）まで

選定評価委員会 令和7年9月30日（火）

7. 選定理由及び主な提案内容

1 団体から応募があり、提出を受けた提案書類について、申請者に関する項目、地域経済の活性化に関する項目、事業運営に関する項目等について評価を行った結果、指定管理者候補者としての業務遂行能力を有するものとして選定した。

<主な提案内容>

- ・実績、経験、ネットワークを活かした、堅実かつ効率的な運営体制の確保。
- ・多彩なワークショップ、展覧会等や、国内外のネットワークとの連携を通じた、市民が様々な文化や創造的活動にふれる機会の提供。
- ・こどもの創造性を育む自由な創造的活動の機会の提供や、クリエイティブな視点からの実践的な学びの場の提供を通じた、創造的な人材の育成。
- ・既存スペースの機能向上や館内設備の充実などによる、来館者の利便性向上。

8. 評価項目及び評価結果

評価項目	配点	評価
申請者に関する項目	15	11.8
地域経済の活性化に関する項目	10	7.6
事業運営に関する項目	55	40.1
管理コスト	20	10.8
合 計 (①)	100	70.3
※現在の指定管理者の管理運営に対する評価結果に基づく加算減算 (②)	—	5.0
総合計①+②		75.3

9. 応募団体（1 団体）

デザイン・クリエイティブセンター神戸運営共同事業体

（構成団体：株式会社 iop 都市文化創造研究所、株式会社ウェルビーイング阪急阪神）

〔施設の概要〕

（1）設置目的

デザイン、アートその他の創造的な活動を通じて社会に貢献する人材の育成や集積を行い、これらの人材やその他の人々との間において交流や連携を図ることにより、市民生活の質を向上及び経済活動の活性化を図る。

（2）所在地

神戸市中央区小野浜町 1 番 4 号

（3）開設時期

平成 24 年 8 月

（4）規模

敷地面積：8,601 m² 延床面積：13,779 m²

（5）施設内容

クリエイティブラボ、セミナー・ワークショップスペース、ギャラリー、多目的ホール
創造的学びと文化活動スペース、駐車場、エントランスホールその他の便益施設

（6）開館時間・休館日

開館時間：9:00-21:00（クリエイティブラボ・駐車場は終日利用可能）

休館日：毎週月曜日（祝日、振替休日の場合はその翌日）、年末年始

（7）来館者数

令和 4 年度：275,052 人、令和 5 年度：342,389 人、令和 6 年度：423,651 人